



島根県報

平成19年 4 月 6 日 (金)
第 1,868 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|---|------------------|---|
| 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 | (地 域 福 祉 課) | 1 |
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (") | 2 |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業廃止の届出 | (高 齢 者 福 祉 課) | 2 |
| 介護保険法の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可 | (") | 2 |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | (") | 3 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任 | (農 村 整 備 課) | 3 |
| 換地処分 | (") | 4 |
| 県営土地改良事業計画の決定 | (") | 4 |
| 県営土地改良事業計画の変更 | (") | 5 |
| 土地改良事業計画書の縦覧 | (") | 5 |
| 保安林の指定 (2 件) | (森 林 整 備 課) | 5 |
| 保安林予定森林 (2 件) | (") | 6 |
| 解除予定保安林 | (") | 7 |
| 漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅 | (水 産 課) | 8 |
| 地籍調査の成果の認証 | (用 地 対 策 課) | 8 |

公 告

| | | |
|---------------------------|-------------------|---|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 | (環 境 生 活 総 務 課) | 8 |
|---------------------------|-------------------|---|

特定調達公告

| | | |
|---|-----------|---|
| 公立大学法人島根県立大学短期大学部の施設・設備総合管理業務に係る随意契約の相手方等 | (総 務 課) | 9 |
|---|-----------|---|

教委告示

| | | |
|--------------------------------|-------------|---|
| 島根県立古墳の丘古曾志公園の使用料の徴収及び収納の事務の委託 | (文 化 財 課) | 9 |
|--------------------------------|-------------|---|

公安規則

| | | |
|-----------------|-------------|----|
| 島根県迷惑行為防止条例施行規則 | (警 察 本 部) | 10 |
|-----------------|-------------|----|

正 誤

| | | |
|-----------------------------|------------------|----|
| 平成19年 3 月27日付け島根県報第1,865号中 | (総 務 課) | 10 |
| 平成19年 3 月30日付け島根県報号外第38号中 | (") | 10 |
| 平成19年 2 月 2 日付け島根県報第1,850号中 | (道 路 維 持 課) | 10 |

告 示

島根県告示第301号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定した

ので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|------------|------------|
| 順天堂薬局サンデーズ益田駅前店 | 益田市駅前町17番1 | 平成19年3月15日 |

島根県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者 | | 実施する事業 | 事業所 | | 指定年月日 |
|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | 所在地 | |
| 有限会社 百年くらぶ | 大田市大田町大田イ376-1 | 認知症対応型通所介護 | デイサービス七色館・雪見 | 大田市大田町大田イ375-1 | 平成19年3月10日 |
| 有限会社 百年くらぶ | 大田市大田町大田イ376-1 | 介護予防認知症対応型通所介護 | デイサービス七色館・雪見 | 大田市大田町大田イ375-1 | 平成19年3月10日 |
| 有限会社 百年くらぶ | 大田市大田町大田イ376-1 | 介護予防通所介護 | デイサービス七色館・和江 | 大田市静間町269番地 | 平成19年3月10日 |
| 社会福祉法人 おおつか福祉会 | 出雲市矢野町845 | 通所介護 | 平田西デイサービスセンター | 出雲市国富町57-1 | 平成19年3月23日 |

島根県告示第303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき告示する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|--------|-------------|---------------|---------------|------------|
| 安来市 | 短期入所療養介護 | 介護老人保健施設コスモス苑 | 安来伯太町安田1700-2 | 平成19年3月31日 |
| 安来市 | 通所リハビリテーション | 介護老人保健施設コスモス苑 | 安来伯太町安田1700-2 | 平成19年3月31日 |

島根県告示第304号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第94条第 1 項の規定に基づき、次のとおり介護老人保健施設の開設の許可をしたので、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成12年島根県規則第50号）第10条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 開設者の名称 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 指定年月日 |
|------------|---------------|------------------|---------------|
| 社団法人安来市医師会 | 介護老人保健施設コスモス苑 | 安来市伯太町安田1700 - 2 | 平成19年 4 月 1 日 |

島根県告示第305号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|----------|-------------------------|-------------|---------------|
| 社会福祉法人 湖北ふれあい | 通所介護 | 湖北ふれあい しんじ湖温泉デイサービスセンター | 松江市千鳥町71番地 | 平成19年 4 月 1 日 |
| | 介護予防通所介護 | | | |
| 医療法人財団 公仁会 | 通所介護 | 鹿島病院 幸町デイサービスセンター | 松江市幸町1571番地 | 平成19年 4 月 1 日 |
| | 介護予防通所介護 | | | |
| 出雲医療生活協同組合 | 通所介護 | 出雲市民リハビリテーション病院通所介護コスモス | 出雲市知井宮町238 | 平成19年 4 月 1 日 |
| | 介護予防通所介護 | | | |

島根県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

出雲市伊野土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 多久和啓二 出雲市野郷町1083番地
- 原田 聡 出雲市野郷町396番地
- 常松 士郎 出雲市美野町255番地
- 松本 剛美 出雲市地合町474番地
- 奥村 豊 出雲市野郷町1527番地
- 原田 幹雄 出雲市野郷町1906番地
- 倉橋 真一 出雲市野郷町1205番地

川瀬 秀樹 出雲市野郷町522番地
山崎 敏美 出雲市野郷町291番地 1
池尻 肇 出雲市美野町77番地
原田 隆志 出雲市美野町552番地
常松 勝廣 出雲市美野町1293番地
原田 博 出雲市美野町975番地
門脇 武志 出雲市美野町881番地
堀内 守 出雲市小境町1967番地

監事

原田 京藏 出雲市野郷町408番地
原田 利雄 出雲市美野町272番地

2 就任年月日

平成19年3月11日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

多久和啓二 出雲市野郷町1083番地
原田 京藏 出雲市野郷町408番地
常松 士郎 出雲市美野町255番地
多久和直夫 出雲市地合町793番地
奥村 豊 出雲市野郷町1527番地
原田 公一 出雲市野郷町2382番地
山崎 薫 出雲市野郷町660番地
原田 康信 出雲市野郷町1790番地
山崎 敏美 出雲市野郷町291番地 1
竹内 俊孝 出雲市美野町119番地
原田 達夫 出雲市美野町1160番地 1
常松 勝廣 出雲市美野町1293番地
原田 博 出雲市美野町975番地
岩成 富雄 出雲市美野町711番地
堀内 守 出雲市小境町1967番地

監事

倉橋 和夫 出雲市野郷町488番地 2
堀内 功 出雲市小境町2436番地 1

島根県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、江津市土地改良区理事長から川平地区における換地処分を平成19年3月23日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
論田地区用排水施設事業（県営基幹水利施設補修事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
出雲市役所

島根県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、飯石南（頓原）地区を受益地域とする農道事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
飯石南（頓原）地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
飯南町役場

島根県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 3 第 1 項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の変更施行について協議があり、同条第 5 項において準用する同法第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業主体名 | 事業名 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-------|--------------------|----------------|------------|-------|
| 美郷町 | 石原地区農道事業（基盤整備促進事業） | 土地改良事業変更計画書の写し | 告示の日から21日間 | 美郷町役場 |

島根県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において

準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
安来市広瀬町布部2574、2577 - 16、2577 - 17、2577 - 19、2577 - 27
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
出雲市佐田町一窪田字楨原2306、2307、2307 - 1、2307続4、2307続5、3964、3965、3968から3972まで、4000、4001、4003、4004、4006から4011まで、4019
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第313号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字三俣106 - 2、631 - 1、632 - 2、633 - 1、633 - 3、633 - 4、635、637 - 5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第314号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町長藤130

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第315号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町新市244 - 3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第316号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成15年島根県告示第72号による保険に付すべき義務は、平成19年3月23日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

西ノ島町加入区

島根県告示第317号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成 果 の 名 称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-----------|-------|----------|------------|
| | | 地 籍 図 | 地 籍 簿 | | |
| 海士町 | 平成17年度～18年度 | 7枚 | 1冊 | 海士8 | 平成19年3月30日 |
| 邑南町 | 平成16年度～18年度 | 50枚 | 2冊 | 安田 | 平成19年3月30日 |
| 邑南町 | 平成16年度～18年度 | 56枚 | 1冊 | 西鱒淵1 | 平成19年3月30日 |
| 美郷町 | 平成16年度～18年度 | 46枚 | 1冊 | 大野 | 平成19年3月30日 |
| 美郷町 | 平成14年度～18年度 | 63枚 | 1冊 | 酒谷 | 平成19年3月30日 |
| 大田市 | 平成16年度～18年度 | 32枚 | 4冊 | 朝山 - 2 | 平成19年3月30日 |
| 奥出雲町 | 平成16年度～17年度 | 39枚 | 2冊 | 阿井1 | 平成19年3月30日 |
| 奥出雲町 | 平成15年度～17年度 | 29枚 | 1冊 | 大呂1 | 平成19年3月30日 |
| 雲南市 | 平成8年度～18年度 | 32枚 | 1冊 | 飯石（森谷） | 平成19年3月30日 |

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 みけねこ
- 3 代表者の氏名
山田 久
- 4 主たる事務所の所在地
島根県松江市古志原5丁目820番地13

5 定款に記載された目的

この法人は、児童および障害者に対して、就労支援及び在宅支援に関する事業を行い、全ての人々が豊かに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）第 9 条の規定により公示する。

平成19年 4 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

公立大学法人島根県立大学短期大学部の施設・設備総合管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部総務課 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年 3 月 8 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

三菱電機ビルテクノサービス株式会社中国支社

広島県広島市中区中町 7 番 22 号

5 随意契約に係る契約金額

69,300,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 1 号の規定による。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 5 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、島根県立古墳の丘古曾志公園の利用料の徴収及び収納の事務を平成 19 年 4 月 1 日から松江市片原町 62 - 1 北陽ビル管理株式会社に委託したので、同令第 158 条第 2 項及び島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 56 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 6 日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

公 安 委 員 会 規 則

島根県迷惑行為防止条例施行規則をここに公布する。

平成19年4月6日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第6号

島根県迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県迷惑行為防止条例(平成19年島根県条例第41号。次条において「条例」という。)の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(公安委員会規則で定める区域)

第2条 条例第9条第3項の公安委員会規則で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

別表(第2条関係)

| 区 分 | 区 域 |
|-----|---|
| 松江市 | 和多見町 寺町のうち主要地方道松江島根線、県道宍道湖公園線及び市道寺町和多見線に囲まれた区域並びにその周囲10メートルの区域 伊勢宮町 朝日町のうち主要地方道松江島根線、主要地方道松江停車場線及び市道松江港線に囲まれた区域並びにその周囲10メートルの区域 未次本町 東本町一丁目から東本町四丁目まで |

正 誤

平成19年3月27日付け島根県報第1,865号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|-----|-------|
| 4 | 下から13 | 第 号 | 第245号 |

平成19年3月30日付け島根県報号外第38号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|------|------|-------|
| 1 | 下から9 | 第38号 | 第273号 |

平成19年2月2日付け島根県報第1,850号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|-------------------|--------------------------------------|--|
| 7 | 島根県告示第 103号の表中 | 邑智郡邑南町日貫4073番地先から同町矢上 6843番11地先まで | 邑智郡邑南町日貫1645番 6 地先から同町矢上 6843番 3 地先まで |

